

令和 7 年 4 月 1 付審査基準の主な改正内容

1 農林漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者のための住宅（法第 29 条第 1 項第 2 号）

審査基準第 3 「予定建築物の用途」に「のり・わかめ乾燥施設」、「漁獲物水揚げ荷さばき施設」「漁船保全施設」「漁船用補給施設」を追加

2 下水道等への接続（政令第 26 条第 2 号）

令和 7 年 7 月 1 日から、中川・綾瀬川流域においては、特定都市河川浸水被害対策法が全面的に適用され、流域内の土地で行う 1,000 平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）が発生する場合には同法の規制対象となり、県の河川部局等との調整を要することを追加

3 切土・盛土等（法第 33 条第 1 項第 7 号）

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）の改正に伴い、「宅地造成等工事規制区域」内で盛土、切土を行う場合は同法第 13 条の技術的基準に適合する必要があることを追加

4 申請者の資力・信用（法第 33 条第 1 項第 12 号）

盛土規制法の改正に伴い、審査基準第 3 「適用除外」に「適用除外となる開発行為のうち、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用を供するものの建築又は建設を目的とするものであり、開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものに対し、同法第 12 条第 1 項の許可を要するものを除く」ことを追加

5 工事施行者の能力（法第 33 条第 1 項第 13 号）

盛土規制法の改正に伴い、審査基準第 3 「適用除外」に「適用除外となる開発行為のうち、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用を供するものの建築又は建設を目的とするものであり、開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものに対し、同法第 12 条第 1 項の許可を要するものを除く」ことを追加

6 市街化調整区域内の既存工場の関連施設（法第 34 条第 7 号）

審査基準第 3 「予定建築物の用途」に「既存工場における事業活動の効率化又は量的拡大が図られるもの」の内容を削除し、審査基準第 1 「関連事業」に「既存工場における事業の量的拡大を目的としたもの」を追加

7 開発許可事項変更届出（法第 35 条の 2 第 3 項）

盛土規制法の改正に伴い、「軽微な変更の 1 つである工事施行者の変更」に「適用除外となる開発行為のうち、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用を供するものの建築又は建設を目的とするものであり、開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものに対し、同法第 12 条第 1 項の許可を要するものを除く」ことを追加